

<報道発表資料>

令和7年8月14日

京都市監査事務局

区役所職員による日本赤十字社の活動に対する人件費相当額の支出に係る住民監査請求の監査結果の公表

地方自治法第242条第5項の規定により、京都市監査委員が実施した監査の結果について、お知らせします。

1 概要

- (1) 請求日 令和7年6月16日（月）
- (2) 請求人の数 4名
- (3) 請求内容

京都市の各区役所の区長、副区長、地域力推進室課長、同室係長及び同室係員（以下「区長ら」という。）が、勤務時間中に日本赤十字社の寄付集めのための事務手続や要請活動などを行っていたことについて、京都市は、これらの活動に対する人件費を区長らに不当に支出し、及び日本赤十字社に対し当該人件費相当額の不当利得返還請求を怠っているとして、京都市が日本赤十字社に対し、当該人件費相当額を返還させることを求めるもの

2 監査委員の判断

棄却・一部却下

3 一部却下理由の要旨（令和6年6月15日以前の支出に係る部分について）

- (1) 地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項本文において、住民監査請求の請求期間に制限（当該行為があった日又は終わった日から1年）が設けられている。
- (2) なお、法第242条第2項本文の期間制限は、原則として、財産の管理を怠る事実に係る請求については適用されないとされるが、当該請求が、特定の財務会計上の行為が違法であることに基づいて発生する請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とするものであるときは、同項の規定を適用すべきと解するのが相当とされていることから（最高裁判所昭和62年2月20日第二小法廷判決等参照）、本件請求における不当利得返還請求を怠る事実については、その請求権の発生原因である区長らへの人件費の支出のあった日を基準として同項本文の規定を適用すべきものと解する。
- (3) また、本件の請求対象のうち法第242条第2項本文に規定される監査請求の期間を徒過したものについては、当該期間を徒過した「正当な理由」が認められない。

- (4) 上記(1)から(3)までを踏まえ、本件の請求対象とされている財務会計上の行為及び怠る事実のうち、請求日の1年前の日の前日である令和6年6月15日以前に行われた区長らへの人件費の支出に係る部分については、却下することとした。

4 棄却理由の要旨（令和6年6月16日以降の支出に係る部分について）

(1) 職務専念義務違反について

地方公務員法第35条により、地方公共団体の職員は、法律又は条例の規定により職務専念義務が免除されている場合を除いては、その地方公共団体が「なすべき責を有する職務」にのみ従事しなければならないものとされる。この「なすべき責を有する職務」には、地方公共団体が公社などの事務に職員を事務従事させるなど、地方公共団体の権限ある機関が適法にその共催や協力を決定した限りで、その事務も含まれるものと解される（橋本勇著「新版 逐条地方公務員法〈第6次改訂版〉」724・725頁参照）。また、地方公務員法第35条は、同法第30条の規定を具体化したものであるところ、同条は地方公務員がその職務として特定の団体の行う活動に協力することを一切禁止するものではなく、同条により禁止されるのは、住民全体の利益である公共の利益のために行われるのではなく、協力の相手方など一部の者の利益のために行われる行為であると解するのが相当とされる（東京高等裁判所平成23年1月31日判決参照）。これらを踏まえると、他の団体に協力して、その団体の事務に従事する場合においても、その事務がその団体などの一部の利益のためでなく、住民全体の利益である公共の利益のために行われるものであると評価される場合には、地方公務員法第35条に規定する「なすべき責を有する職務」に従事したものであるとして、同条の職務専念義務に違反しないものであるというべきである。

(2) 本件における職務専念義務違反の存否について

日本赤十字社の業務及び事業内容は、いずれも非常に公益性の高いものであり、国又は地方公共団体の基本目的である国民や住民の福祉の増進にも資するものといえる。また、災害対策基本法及び災害救助法の規定からも、国や地方公共団体と密接に連携すべきことが法律上も要請されているものといえる。

さらに、地方公共団体には、国から日本赤十字社の活動への協力が求められ、実態としても、市区町村等に置かれている日本赤十字社の地区等の約7割において、地方公共団体の職員がその業務を担っている状況であり、日本赤十字社が全国の各地域においてその活動を維持し、公共的な役割を果たしていくために、地方公共団体の協力が事実上必要不可欠となっていることを踏まえると、各地域における日本赤十字社の活動への地方公共団体の協力については、単なる一団体への援助ではなく、それによって日本赤十字社の地域における公共的な役割が果たされることによる住民の福祉の増進といった専ら公共の見地からなされているものというべきである。

そして、京都市においては、各区役所の地域力推進室に地区の窓口が置かれ、日本赤十字社から地区長等に任命された区長らが、日本赤十字社の活動資金の募集などの事

務を行ってきたことが認められるが、これらの事務はいずれも、公共性の高い日本赤十字社が地域における公共的な役割を果たしていくための事務協力としてなされるものであり、その目的は、日本赤十字社という一法人の利益を図ることではなく、あくまで、住民の安全、健康及び福祉の維持や防災、罹災者の救護といった住民全体の利益である公共の利益を図るためであるというべきである。

そうすると、区長らが行っていた活動については、日本赤十字社への協力業務として適法な職務行為というべきであり、地方公務員法第35条の職務専念義務に違反するものとは認められない。

(3) 結論

よって、区長らへの人件費相当額の支出は、違法又は不当な支出には当たらない。また、区長らの日本赤十字社の活動への従事が、京都市としての職務に当たる以上、その人件費相当額の支出について、京都市において日本赤十字社に対する不当利得返還請求権が生じるものではないことから、不当利得返還請求権の行使を怠った事実も認められない。

したがって、本件請求には理由がないので、これを棄却する。

5 請求人及び京都市長への監査結果通知・公表

令和7年8月14日（木）

詳細は、京都市情報館ホームページ（市政情報－監査－監査等の実施状況－住民監査請求監査）に、監査結果公表文（PDF形式）を掲載しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kansa/page/0000145307.html>

<お問合せ先>

京都市監査事務局

電話：075-212-2688